

北九州市旧九州鉄道本社管理要綱

第1章 総論

(趣旨)

第1条 この要綱は、北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第6号。以下「条例」という。）及び北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、北九州市旧九州鉄道本社（以下「鉄道本社」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 この要綱は、目的外使用を許可した部分以外の鉄道本社内について規定するものとする。

(開館時間及び休業日)

第3条 鉄道本社の開館時間及び休業日は、次のとおりとする。（規則第1条別表第1（第1条関係）のとおり）

開館時間	休業日
午前9時から 午後5時まで	_____

2 特に必要がある場合は、前項の開館時間及び休業日を変更することができる。

第2章 一般入館等

(入館料等)

第4条 入館料およびミニ列車乗車料は、条例第6条第1項別表第3（第6条関係）の中欄に定める額の範囲内において、鉄道本社の指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。

2 市長は前項の承認を行ったときは、規則第5条に基づき速やかにその旨及びその内容を告示するものとする。

(入館料の減免)

第5条 条例第7条の規定に基づき、次に定めるところにより入館料を減免することができる。

区 分	減免の割合
(1) 公的機関が発行した北九州市の65歳以上の市民であることを確認できる証明書（住所、氏名、生年月日の記載のあるもの。運転免許証、健康保険被保険者証、マイナンバーカード、年長者施設利用証等）、福岡市発行のシルバー手帳または65歳以上の市民であることを確認できる証明書、下関市発行の健康手帳、熊本市発行の65歳以上の市民であることを確認できる証明書、鹿児島市発行の65歳以上の市民であることを確認できる証明書を交付され入館の際それを提示した者	2割

(2) 本市発行の療育手帳を交付され入館の際それを提示した者及びその付添人1名	10割
(3) 本市発行の身体障害者手帳を交付され入館の際それを提示した者 なお、障害の程度が1級から4級の者についてはその付添人1名	10割
(4) 本市発行の精神障害者保健福祉手帳を交付され入館の際それを提示した者及びその付添人1名	10割
(5) 本市に居住する戦傷病者で、福岡県発行の戦傷病者手帳を交付され入館の際それを提示した者	10割
(6) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する市内の学校（高等学校、中等教育学校後期課程、大学、高等専門学校を除く。）の児童、生徒、及び園児（以下「児童等」とする。）が教育上の目的のために教職員に引率されて利用する場合の児童等及びその引率者	10割
(7) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する市内児童福祉施設に入所又は通園している幼児及び少年（以下「幼児等」とする。）が教育上の目的のために児童福祉施設の職員に引率されて利用する場合の幼児等及びその引率者	10割
(8) マスコミ等の取材で、門司港レトロや本市のPRに役立つと考えられる者	10割
(9) 本市を視察等の目的で来北し、行政内部からの申請がある者	10割
(10) その他特に必要と認めるとき	減免率はその都度決定

- 2 その他、公益上特に必要であると認める者については、減免することができる。
- 3 前項の場合、減免率はその都度決定する。
- 4 第1項の表（6）から（9）に該当する者で、入館料の減免を受けようとする者は鉄道本社の指定管理者に「入館料減免申請書（第1号様式）」を提出し、その承認を受けなければならない。

（入館料の不返還）

第6条 既納の入館料は返還しない。ただし、入館者の責によらない理由により使用できないときは、既納の入館料を返還する。

（入館の制限）

第7条 次の各号の一に該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがある者
- (2) 展示品若しくは設備等を汚損し、又はき損するおそれがある者
- (3) 騒音若しくは怒声を発し、又は暴力を用いるなど他の利用者の迷惑となる者
- (4) 酩酊している者
- (5) 許可を受けずに館内で販売行為を行なう者
- (6) 許可を受けずに館内で火気を使用する者
- (7) 指定の場所以外で飲食及び喫煙を行なう者
- (8) 動物（ただし、盲導犬、聴導犬及び介助犬を除く）及び危険物を持ち込む者
- (9) その他施設の管理上支障がある者

2 前項の規定に基づき入館を拒み、または退館を命じたことによって、入館者が受けた損害については、市は賠償の責めを負わない。

(損害賠償)

第8条 入館者の責めに帰すべき事由により、鉄道本社内の施設もしくは展示品等を滅失又はき損した場合は、市の認定に基づきその損害を賠償しなければならない。

第3章 利用に関する諸様式

(様式)

第9条 鉄道本社の使用に関する様式は、次のとおりとする。

(1) 入館料減免申請書 第1号様式

付 則

この要綱は、平成15年8月8日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年8月21日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

北九州市旧九州鉄道本社入館料減免申請書兼承認書

平成 年 月 日

指定管理者 様

申請団体名 _____

代表者名 _____

下記のとおり、入館料について減免を申請します。

1	日 時	平成 年 月 日 ()
		: ~ :
2	対象施設	北九州市旧九州鉄道本社
3	減免対象者	名 計 名程度
		担当者名 _____
		電話番号 _____
		FAX 番号 _____
4	減免申請理由	
5	備 考	

指定管理者処理欄 平成 年 月 日

担 当	課 長	館 長

承認印

*なお、入館に際しては、申請処理された承認書を施設係員に提出して下さい。